

自動継続型年金定期預金規定〈通帳式・証書式〉

1. (預入れの最低金額、期間)

自動継続型年金定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口 10 万円以上とし、期間は 1 年とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は通帳（または証書）記載の満期日に年金定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における年金定期預金の利率とします。
- (3) 継続日においてこの預金の取扱いが終了しているときは、自由金利型定期預金（M型）（以下、スーパー定期といいます。）に自動的に継続します。この場合の継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率とします。
- (4) この預金を第 4 条第 1 条により満期日前に解約する場合には、継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (5) 満期日に当金庫で該当の年金または手当てを受給していない場合は、自動継続の取扱いをいたしません。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（または証書）記載の利率（継続後の預金については第 2 条第 2 項または第 3 項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に指定口座に入金します。
- (2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳（または証書）とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合にはその利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 か月未満
解約日における普通預金の利率
 - ② 6 か月以上 1 年未満
以下 A、B のいずれか高い方
 - A 約定利率×50%
 - B 解約日における普通預金の利率
- (5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはありません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

5.（規定の追加および読替規定）

この預金はこの規定および「各定期預金共通規定」により取扱います。

以 上